平成２９年（フ）第３５８号
札幌市東区北23条東12丁目３番20―101号、住民票上の住所札幌市豊平区平岸５条13丁目５番２号　メルヘン平岸壱番館102号
債務者　北村　竜也
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４００号
札幌市北区篠路５条９丁目１番28号
債務者　野村　智晃
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２４号
釧路市南大通４丁目１番2022号　エステート南大通202号
債務者　三船　昭浩
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第３５号
北海道足寄郡足寄町北３条１丁目19番地１北団地公営住宅７号棟722号室
債務者　森　　慶子（旧姓吉澤）
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第１１号
（前住所）群馬県高崎市大八木町921番地６パナハイツ藤103号
債務者　杉木　智美（旧姓星野）
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第１２３号
埼玉県所沢市大字牛沼371番地の12
債務者　金田美希子（旧姓関根）
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１２７号
埼玉県川越市田町18番地３（ケンジントンハイツ103号室）、前住所埼玉県川越市豊田町３丁目18番地18
債務者　大瀧きぬ子
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第６９号
埼玉県東松山市美土里町５番６号　ピュアハウス美土里103
債務者　飛田　真希
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第５号
静岡県裾野市佐野155番地の２
債務者　鈴木　亮一
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第８９号
静岡県沼津市原773番地の１　エデンス原205号室
債務者　番　　新一
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第４０６号
愛知県西尾市鳥羽町北荒井74番地、前住所愛知県名古屋市北区西志賀町５丁目43番地
債務者　五十子造園こと　五十子　弦
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第６８号
愛知県豊田市金谷町７丁目７番地　サープラス太田Ａ102号
債務者　河上　喜久
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第７０号
愛知県高浜市論地町１丁目10番地53　（ひばりヶ丘ハイツＦ―211号）
債務者　都築　章二
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第４８９５号
大阪府東大阪市鳥居町７番34―720号
債務者　石井　由佳（旧姓武富）
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１８１号
大阪府寝屋川市御幸西町８番８―405号
債務者　平田　翔平
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１９３号
大阪市西成区山王３丁目12番15―501号
債務者　八島美智子
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２５６号
大阪市生野区勝山北４丁目１番10号　ビスタ桃谷　213号
債務者　天ぷら仁こと　西江　信一
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部